【平成20年6月6日府令第36号改正後】

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項及び第五項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。）の議事録の写し（財団たる医療法人及び学校法人等にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為　）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項及び第五項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人　を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。）の議事録の写し（財団たる医療法人及び学校法人等にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人　を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人　にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては、総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し、財団たる医療法人にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては、総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し、財団たる医療法人にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成18年12月12日 府令第86号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、　事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げる書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ　令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

（ホ　新設）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する総理府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する総理府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する総理府令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する総理府令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずる書面

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項及び第五項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項及び第五項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める数は、二十五名とする。

３　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国会社の発行する有価証券　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二　外国会社の発行する有価証券　基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

４　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、四年とする。

５　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

６　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（２～４　新設）

２　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

３　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　（１　削除）

１　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

２　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

３　第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が承認申請書(令第四条第一項の規定による承認申請書をいう。以下同じ。)を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が承認申請書(令第四条第一項の規定による承認申請書をいう。以下同じ。)を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が承認申請書(令第四条第一項の規定による承認申請書をいう。以下同じ。)を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類で定時株主総会の承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が承認申請書(令第四条第一項の規定による承認申請書をいう。以下同じ。)を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法　第二百八十三条第一項に規定する書類で定時株主総会の承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が承認申請書(令第四条第一項の規定による承認申請書をいう。以下同じ。)を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第一項に規定する書類で定時株主総会の承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が承認申請書(令第四条第一項の規定による承認申請書をいう。以下同じ。)を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　当該書類の提出に係る事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第一項に規定する書類で定時株主総会の承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類については、これらに準ずる書類）

ロ　承認申請書に記載された代表者が当該申請に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　当該事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第一項に規定する書類で定時株主総会の承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十六条**　第七条の規定は、外国会社が令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

２　令第四条第一項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項において同じ。）の写し

ハ　令第四条第二項第一号に掲げる会社については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記簿の謄本又は抄本

ニ　令第四条第二項第二号に掲げる会社については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（前号ハに掲げる書類については、これらに準ずる書類）

ロ　承認申請書に記載された代表者が当該申請に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

３　令第四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　当該事業年度の末日における株主名簿の写し

二　当該事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第一項に規定する書類で定時株主総会の承認を受けたもの（外国会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

４　第二項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。